

牧中学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 総則 第2条」より

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より

重大事態

◎いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、
・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
・転校や転居を余儀なくされた場合
などのケースが想定される。

◎いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

いじめが解消している状態

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要があります。なお、いじめ類似行為にあっては、以下の（ア）により解消を判断します。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとします。

（イ）いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められる状態とします。

上越市いじめ防止基本方針（令和6年3月改定）より

上越市立牧中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

- 自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しないようにします。
- 各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるように努めます。
- 自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談するよう努めます。
- 学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間だけでなく異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付けます。

【校内組織】

★いじめ不登校防止対策委員会

…年2回（4月、3月）、その他必要とされる場合に管理職が招集する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、主任児童委員、スクールカウンセラー

- 役割：①いじめ防止等にかかわる取組方針の具体的な対応について、企画・立案する。
②いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ防止対策を推進する。
③いじめ事案発生時はその対応を協議する。

☆生活改善プロジェクト（生徒指導部会）

…週に1回

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（スクールカウンセラー）

- 役割：①生徒の情報交換を行う。
②ハイリスクな生徒への対応を協議する。
・いじめ、不登校、自殺等に対してハイリスクな生徒を確認し、日頃からの見取りを強化する。
・長期休業中のハイリスクな生徒への対応について協議し、全職員に共通理解を図る。
・家庭や教育委員会等の関係機関との連携を図る。

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を様々な立場で支える体制を築く。

- ・開かれた学校づくり
…授業参観、保護者会、学校運営協議会、学校行事の公開等
- ・PTA組織との連携
- ・地域行事への教職員と生徒の参加
- ・学校関係者評価の実施

【関係機関との連携】

いじめの防止等、迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- ・上越市教育委員会
- ・牧区総合事務所教育・文化グループ
- ・児童相談所 ・牧小学校
- ・牧中学校学校運営協議会
- ・民生委員 ・児童委員
- ・上越警察署生活安全課
- ・家庭裁判所
- ・地域青少年育成会議
- ・その他の関係機関

1. いじめの防止等の取組を推進していく基本的な考え方

いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるよう、全教職員で共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携を積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取組は、一過性ではなく継続して行い、学校全体で、未然防止、早期発見、即時対応にあたることが重要である。

2. いじめの未然防止の取組

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加できるような授業づくり、集団づくりを行う。
 - ・授業のユニバーサルデザイン化を図り、授業改善に努め、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。
 - ・学級や学年の活動、生徒会活動、学校行事、部活動等では安心して意見を言ったり活動したりできる環境をつくる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ・生徒会で「いじめ見逃しゼロスクール運動」に取り組むなど、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
 - ・委員会活動や部活動、地域行事への参加、（小学生も含めた）異なる学年交流の後には、互いのよさを認め合う振り返り活動を行い、信頼し合う人間関係をつくる。
 - ・あいさつ運動を進め、安心して活動できる環境をつくる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、人権教育や道徳教育を充実させる。
 - ・いじめは「いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為である」ことを生徒に理解させる。
 - ・人権教育、同和教育を推進し、人権を尊重する意識を高める。
 - ・道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 職員のいじめを見抜く感覚を磨く。
 - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 - ・常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
 - ・教職員研修の充実、いじめ相談態勢の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (5) いじめの問題について協議する機会を設け、学校、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・いじめのもつ問題性やSNS等の危険性、家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうため、保護者の研修会への参加を促し、学校・学年だよりなどでの広報活動を積極的に行う。

3. いじめの早期発見の取組

いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知する。おかしいと思ったら他の職員に相談する。

(1) 日常的な観察のポイント

時系列	生徒を見取るポイント
1 登校時	1 遅刻、欠席、早退が増えた。
	2 普段と比べてあいさつの元気がない。
	3 保健室で過ごすことが増えた。
2 授業時間等	4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりした。
	5 発言が冷やかされたり、無視されたりする。
	6 グループにするとき机を離されたり避けられたりする。
3 休み時間	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8 遊び仲間が変わった。
	9 プロレスなどの技をかけられている。
4 昼食時	10 仕事を押しつけられる。
	11 給食のおかずの不自然な配膳がされている。
	12 準備、後片付けを一人でしている。
5 部活動時	13 部活動をやめたいと言ってくる。
	14 グループ分けが決まらない。
6 その他全般	15 黒板、机等にいたずら書きがある。
	16 先生の近くによく寄ってくる。
	17 本人は望まないのに色々な係に推薦される。
	18 下駄箱の靴やロッカーの荷物等が乱雑になっている。

(2) 生活アンケート・いじめアンケートの実施

- ・毎月、月末に実施する。実施後は速やかに確認し管理職に報告する。
- ・気になる点がある場合は、すぐに生徒にあたる。アンケートを元に相談した場合は、その内容をアンケート用紙に記入する。アンケート用紙は卒業後3年間保存する。(校長室で保管)

(3) 教育相談の実施

- ・5、10月に行う。担任以外の職員と相談することもできるよう配慮する。

(4) 家庭との情報交換

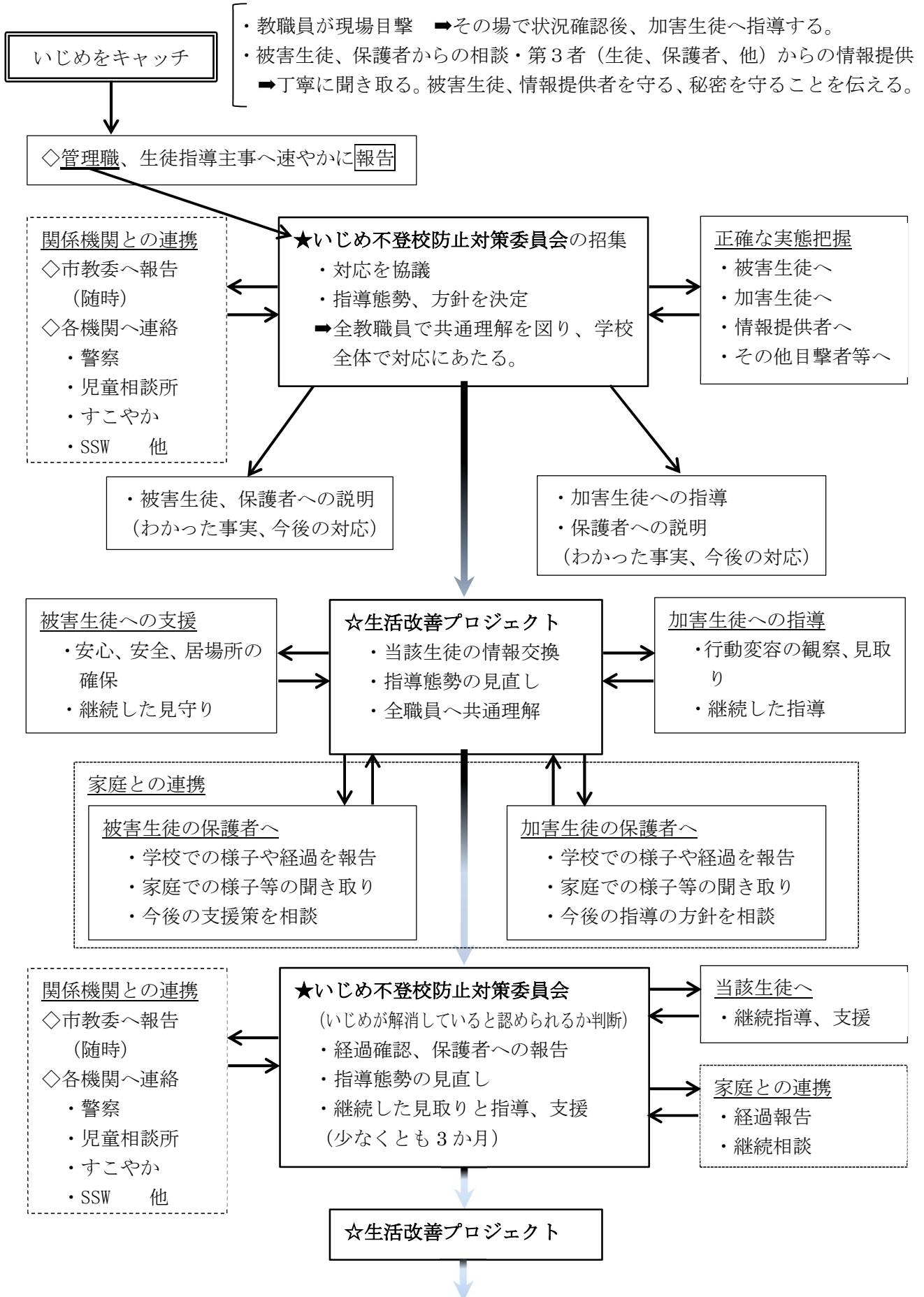
- ・「子どもとともに^{ワン}・^{ツー}・^{スリー}運動」を実施する。

↳ 欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。
 2日目：生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
 3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。
 ※気になったら欠席1日、2日目でも即、家庭訪問する。

- ・いじめの発見のためのチェックポイントを共有する。

・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがみられることがある。
・理由のはっきりしないあざやけががある。
・持ち物がなくなったり、壊されたりしている。
・家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
・ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。
・登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
・家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
・友達やクラスの不平・不満を口にすることが多くなった。
・これまで仲がよかった友達との交流が極端に減った。

4. いじめへの対処



5. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、直ちに初期調査を実施し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長及び関係機関へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

6. 年間活動計画

月	行事等	アンケート 教育相談	人権教育、同和教育
4	始業式 入学式 生徒会入会式 第1回生徒総会 いじめ不登校防止対策委員会	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	
5	体育祭	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート 教育相談①	
6	あいさつ運動 地区大会	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	同和教育強調月間
7	職場体験学習 県総体 1学期終業式 個別面談・三者面談	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	
8	2学期始業式	生活改善プロジェクト（毎週）	
9	新人陸上大会 新人各種大会 いじめ見逃しゼロスクール集会（雄志 中と合同）	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	
10	あいさつ運動	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート 教育相談②	
11	小中合同文化祭 80周年・閉校記念式典	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	同和教育強調月間
12	生徒会役員選挙 個別面談・三者面談 2学期終業式	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	
1	3学期始業式 私立入試	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	
2	第2回生徒総会 三送会	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート	
3	卒業式 公立入試 3学期終業式 いじめ不登校防止対策委員会	生活改善プロジェクト（毎週） 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	